

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月30日

宮崎市長 殿



提出者

住 所 宮崎市鶴島三丁目252番地

氏 名 宮崎市上下水道事業管理者

上下水道局長 下郡 嘉浩

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0985-26-3336

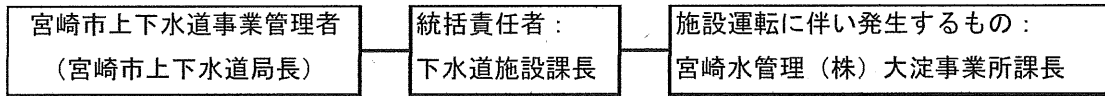
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大淀処理場
事業場の所在地	宮崎市大字田吉字番所下4853番地4
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	下水道処理業
②事業の規模	施設処理能力：62,900 m ³ /日 (令和3年度下水処理量：14,920,159 m ³)
③従業員数	31名(宮崎水管理(株)31名) ※令和5年4月1日現在
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	10,357 t	t
	(これまでに実施した取組) ・機械等による濃縮や消化発酵による減量、脱水機による脱水により産業廃棄物発生総量の抑制に努めた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	11,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・機械等による濃縮や消化発酵による減量を行うと共に、脱水機の効率的な運転により、さらなる総量抑制に努める。 ※ただし、公共下水道の処理区域拡大により汚水流入の増加が予想されており、それに伴い産業廃棄物の排出量も増加する見込みである。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・スクリーン等を用い、汚泥とその他の廃棄物の分別を行った。 ・維持管理業者に対し、産業廃棄物の分別について適切な指導を行った。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状と同様の取組を行い、必要に応じて分別状況の確認を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	9,288 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 中間処理（焼却）により減量を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	10,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 現状と同様の取組を行い、産業廃棄物の減量に努める。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	1,069 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	714 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	340 t	t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥については、中間処理（堆肥化）委託した。 ・焼却灰については、熱回収業者に中間処理（焼却）委託した。 ※定期点検等により焼却施設が停止している期間は汚泥の焼却ができないため、中間処理を委託している。 ※焼却灰については、収集運搬中の飛散防止の為、加湿処理を行う。そのため、実際の発生量とマニフェスト記載量は異なる。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	1,100 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	700 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	400 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状と同様、焼却施設の定期点検等により使用できない期間に発生したものについては、中間処理(堆肥化)委託する。 ・焼却灰については、熱回収業者に中間処理(焼却)委託する。		
※事務処理欄			

